

# 事務所だより

平成 18 年 8 月 1 日号

平成 18 年 5 月 1 日から施行された新会社法により最低資本金制度が撤廃されそして一人取締役でも会社設立が可能になり法人化が簡単になりました。それに伴い税制もいろいろと改正されています。

会社が簡単に創れるようにはなりましたが、その分注意しなければいけない点もいくつかあります。今回はその中で一つ、簡単にご紹介いたします。

## 実質的な一人会社の役員給与

・平成 18 年度税制改正により、実質一人会社の役員報酬が一部損金不算入となります。

新会社法においてこれまでよりさらに個人事業者の法人化が進むと考えられ、その際に実質的な一人会社と個人事業者間の課税上の取り扱いがどう違ってくるかが問題となってきます。

例えば、法人の場合は、経営者に対する報酬が損金に参入され、さらに報酬を受けた経営者の給与所得を計算するときに、給与所得の計算上給与所得控除が受けられ、この所得控除分が個人事業として営む場合と比較して有利となります。

そこで一人会社のような法人については、経営者への役員報酬のうち、その給与所得控除相当額の損金算入を制限するという規定が改正により組み込まれました。

例 年間 600 万円の役員報酬を受けている場合

600 万円の給与の場合 所得税の計算のもととなる給与所得は 426 万円

差額 174 万円の計算上給与所得控除が受けられています。

この 174 万円が法人の所得を計算する上で損金不算入となる

(600 万円経費だったのが 426 万円の経費になるということです。)

実質的な一人会社 (特殊支配同族会社) とは

オーナーとその親族など特殊関係者がその会社の株式または出資の 90%以上を保有する場合等一定の場合で、常に従事する役員全員に占めるオーナーとその特殊関係者の割合が半数を超える場合の会社

簡単に紹介させていただきましたが、いろいろなケースが考えられますのでご質問等ございましたら当事務所までお気軽にお電話ください。

又、これから会社を創ろうとお考えの方、当事務所に一度ご相談ください。

担当 宮下

田中靖直税理士事務所 0532-34-7533